

## 南篠崎小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)を受けて、南篠崎小学校は、いじめ防止への取り組み、及びいじめ発生時への対応を以下の通りとする。

### 基本理念

いじめが全ての児童に関する問題であるということを念頭に置き、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめのない人間関係を築いていく。学校生活全般で、豊かな情操と道徳心を培い、自己表現やコミュニケーション能力を育てる。いじめを行わない。いじめを認識したら放置しない。いじめに関係した児童の理解を深める。いじめを受けた児童の生命と心身の保護をし、学校、地域、家庭、スクールカウンセラー、関係諸機関との連携のもといじめ問題を克服する。

### 1. いじめの防止

#### ＜児童＞

いじめを行ってはいけないことを徹底する。また、いじめが許されない行為であることを認識できるよう指導を徹底する。いじめは、生命又は身体に重大な危険や、健全な成長や人格形成への障害を生じさせるおそれがあることを認識できるよう指導を繰り返す。自分の意思で行動する大切さと、規範意識をもつ大切さを指導する。

#### ＜教師＞

いじめを絶対に許さないという認識をもち、児童に対して指導を行う。いじめの助長となる言動をとってはならない。児童の自己実現が図れるよう、日々の授業や学年・学級経営の充実を図る。いじめに関する授業では、①道徳を中心に、学級指導や各教科の中で行い、②事例や資料を用いた具体的な内容や心情に訴えるような内容にする。特に思いやりの心を育む道徳教育を充実させる。また、①命の尊さ・かけがえのない人間としての意識を高める②一人で悩み解決しようと/orするのではなく、気持ちを伝え助けを求めることができるコミュニケーションの場作りなどの環境の設定③周りの人の様子の変化を感じ取る気づきや思いやりをもつ、など自殺防止教育にも努める。

#### ①「いじめ対策委員会」の設置

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、人権教育担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーセラピストなど

#### ②活動内容

- ア. 保護者・地域・関係機関との連絡調整
- イ. 関係した子どもの指導と支援計画の作成
- ウ. 重大事態発生時の区教育委員会への調査への協力

エ. 事態把握

オ. 校内研修会等の企画（年3回）

　　心理・福祉・法律の専門家・行政・警察の関係機関などによる様々な視点から

カ. 学校サポートチームの結成

キ. 保護者・地域への啓発活動

## 2. いじめの早期発見

①いじめを早期発見するための定期的な調査をおこなう。

- ・月1回の安全指導日にいじめに関わる学級指導及び児童への聞き取り等を実施する。
- ・5月に、5年生が、スクールカウンセラーと全員面接を行う。
- ・6月・11月・2月は重点月間として学校全体でいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・10月には、児童と担任1対1で話をする面談を実施する。

②相談できる体制を確立する。

- ・学級担任、専科教諭、養護教諭は、日常の学校生活や授業等において児童の様子を観察し、いじめに関する初期兆候を把握する。
- ・毎週金曜日の生活指導夕会で、看護当番の登校時と休み時間の様子の報告や、各学年、専科、養護から生活指導に関する事項の報告を行う。いじめに関わる場合は児童名をあげ、全体に報告する。
- ・スクールカウンセラーによる教室訪問や給食訪問等を行い、児童観察を強化する。
- ・保護者会や学校公開を通して、保護者や地域の方との情報の共有化を図る。
- ・校内外の児童の様子の変化や問題を、生活指導主任へ報告、相談する。
- ・生活指導主任は、管理職への報告・相談を素早く行う。
- ・生活指導主任を中心に、生活指導部が主となるいじめ対策委員会を設ける。

## 3. いじめへの対処

①いじめを把握したら、学校全体で認識し、いじめ対策委員会（管理職、生活指導主任、生活指導部、養護教諭、担任、スクールカウンセラー等）で指導方針を共通理解した上で役割分担をし、迅速な対応を進める。

- ・学級担任は、いじめを認知又は、いじめの事実があると思われる場合、該当児童及びそれにかかる児童の面接を行い、事実関係を掌握するとともに指導を行う。該当児童の保護者およびその児童に関わる児童の保護者に対して、事実を報告し、適切な対応を行う。
- ・学級担任、養護教諭、専科教諭がいじめを認知したときは、迅速に生活指導主任への報告を行う。また、いじめの事実があると思われる場合においても同様の措置をとる。
- ・生活指導主任は、いじめを認知した際、管理職、スクールカウンセラーに相談・報告し、指示・指導を受ける。いじめ対策委員会を開き、各教諭に適切な指示を出す。
- ・管理職は、学級担任、生活指導主任からいじめに関わる相談・報告を受けた際は、的確な指示・指導を行う。いじめに関わる事項について、解決を図るために、必要があれば、児童及び保護者と面談を行い、適切な対応を行う。また、関係諸機関への連絡を速やかに行い、指示・指導

を受ける。いじめが犯罪行為・身体への被害が生じるおそれのある場合は、小松川警察少年課と連携して対処するようとする。

②継続して指導を行う。

- ・いじめ認知から、いじめを受けた児童を全力で守ることを宣言し、組織的に安全確保の取り組みを継続して行う。
- ・スクールカウンセラーとの面接を継続して行う。
- ・いじめについての指導を、道徳や特別活動等で指導する。
- ・いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、いじめを行った児童とその保護者への指導・助言を継続的に行う。

#### 4. 地域や家庭との連携について

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするために保護者や地域、関係機関との連携が必要である。いじめ問題に関して、家庭訪問や学校便り・学年便り等を通じて、家庭との緊密な連携を図る。

①「学校サポートチーム」の設置

ア. 設置の目的

学校サポートチームは学校いじめ対策委員会と連携を図り、いじめの早期解決のために学校だけで解決が困難な場合に支援や助言を行うために設置する。

イ. チームの構成

校長、副校長、生活指導主任、学校医、PTA、警察職員、子供家庭支援センター職員、民生児童委員等の外部専門家で構成する。サポートチームは、学校いじめ対策委員会等の求めに応じて助言・支援を行う。※学校サポートメンバーは、事例により異なる。

ウ. 学校いじめ対策委員会への参加

学校いじめ対策委員会と連携を図り、いじめの早期解決のために学校だけで解決が困難な場合に臨時に学校いじめ対策委員会に参加する。

②「学校サポートチーム」の主な所掌事項

ア. 学校いじめ対策委員会への参加

イ. いじめに関する相談・通報への対応及び情報収集

ウ. いじめに関する事実関係の聴き取り

エ. いじめ事案への対応検討

5. いじめ発生時の対策について

